

議案第 88 号

黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について

黒川地区小中学校新設事業の契約（平成 18 年 9 月 14 日議決、平成 20 年 3 月 19 日変更議決、平成 20 年 6 月 19 日変更議決、平成 21 年 6 月 24 日変更議決、平成 22 年 6 月 17 日変更議決）の一部を次のように変更する契約を締結する。

平成 23 年 6 月 10 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

4 の契約金額「5, 772, 610, 117 円」を
「5, 780, 548, 117 円」に変更する。

参考資料

- 1 黒川地区小中学校新設事業の契約の締結について（平成18年9月4日提出・平成18年9月14日議決）

1 事業名	黒川地区小中学校新設事業
2 履行場所	川崎市麻生区はるひ野4丁目8番
3 契約の方法	総合評価一般競争入札
4 契約金額	5,751,051,031円
5 契約期間	契約締結の日から平成35年3月31日まで
6 契約の相手方	川崎市麻生区片平2丁目10番10号 はるひ野コミュニティサービス株式会社 代表取締役 加藤 哲郎

- 2 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成20年2月28日提出・平成20年3月19日議決）

4の契約金額「5,751,051,031円」を
「5,760,136,117円」に変更する。

- 3 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成20年6月2日提出・平成20年6月19日議決）

4の契約金額「5,760,136,117円」を
「5,761,270,117円」に変更する。

- 4 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成21年6月5日
提出・平成21年6月24日議決）

4の契約金額「5,761,270,117円」を
「5,765,806,117円」に変更する。

- 5 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について（平成22年5月31日
提出・平成22年6月17日議決）

4の契約金額「5,765,806,117円」を
「5,772,610,117円」に変更する。

6 変更理由

事業契約書の第55条に規定するサービス料4（小学校給食業務費相当分）は、毎年4月に見直すこととされている。児童・教職員を含む433人がベースとなって、50人増減するごとに1,080,000円／年を増減することになる。

平成23年度は、816人（児童779人・教職員37人）で確定したためサービス料4（小学校給食業務費相当分）を見直すことにより契約額を変更するもの。